

報告

第33回・第34回北海道医療・福祉関係職能団体等懇談会

常任理事・医療関連事業部長 藤井 美穂

本懇談会は、毎年、医療ならびに福祉関係にかかわる職能団体の方々にそれぞれの立場から発言いただき、意見交換をすることを目的に開催している。

平成27年度第1回目（第33回）懇談会は、平成27年8月7日（金）に、第2回（第34回）は1月22日（金）に開催したので、併せて報告する。



第33回は、31団体59名にご参集いただいた。

長瀬会長より「医療界においては、2025年に向けて超高齢化社会をどのように乗り切ることが喫緊の課題となっている。医師だけでなく医療関係者全体で協力し、地域包括ケアを構築していかなければならない。新基金については、北海道とともに少しでも現場の意見が反映されるように訴えていきたい。今後もご協力をお願いしたい」と挨拶があった。

その後、『北海道薬剤師会・北海道病院薬剤師会・北海道栄養士会・北海道全調理師会』のグループから北海道薬剤師会の竹内副会長が「北海道における薬剤師を取り巻く状況と薬学実務実習」をテーマに話題提供があった。

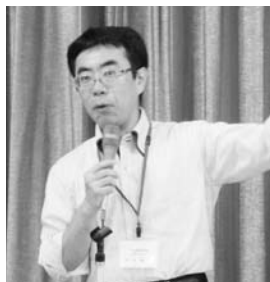
■話題提供

「北海道における薬剤師を取り巻く状況と薬学実務実習」

北海道薬剤師会：竹内副会長

北海道では、全国と比較し薬剤師の地域偏在が極めて大きく、人口一万人対薬剤師数が全国平均を上回るのは札幌圏のみである。薬剤師は、全国で280,052人、北海道では10,586人、その内4,710人の44.7%が北海道薬剤師会の会員となっている。薬剤師は、医師や歯科医師とは違い、男性4割・女性6割と女性の割合が高い。

薬剤師を取り巻く問題としては、地域の薬局で必



要な薬剤師数が確保できず、在宅患者訪問薬剤管理指導の実施が困難となり、入院患者の在宅医療への移行が抑制されている。地域の自治体病院等では、薬剤師不足により入院患者の服薬管理指導の実施が困難で、入院期間・平均在院日数の延長や一部診療機能に支障をきたしている。今後は、緊急臨時的薬剤師派遣の調整や登録派遣コーディネーターの設置など、地域の薬局や病院の薬剤師を確保するシステム整備が必要である。

薬学実務実習については、薬局実習への支援、道内薬系3大学との連携、認定実務実習指導薬剤師の養成ならびに受入薬局の整備を行っている。また、北海道病院薬剤師会と連携を図り、学生の実習を円滑に実施するための事業も行っている。学生は、C B Tという知識についての試験とO S C Eという技能についての試験に合格しなければ、実務実習に参加することはできない。試験に合格した学生は、薬局または病院で1クール2.5ヵ月間の実習を年間3クール行う。薬局実習と病院実習の順番に決まりはないが、それぞれを1セットで受けなければならない。実務実習における今後の課題として、道央圏への集中を和らげること、実習内容の固定化、実習費の固定などに取り組んでいきたい。



第34回は、32団体66名にご参集いただいた。

長瀬会長より挨拶の後、『北海道社会福祉士会・北海道介護福祉士会・北海道ホームヘルプサービス協議会・北海道介護支援専門員協会』のグループから北海道社会福祉士会の高橋会長が「権利擁護センターばあとなあ北海道について」をテーマに話題提供があった。

■話題提供

「権利擁護センターばあとなあ北海道について」

北海道社会福祉士会：高橋会長

社会福祉士は、日本で最初の社会福祉専門職の国家資格であり、社会福祉士および介護福祉士法に基づき、生活に不安や困難を抱えている人々の相談に応じ、共に解決するためその方の権利を擁護し支援することを目的としている。配置機関は、地域包括支援センター・高齢者施設・医療機関・福祉事務所など多岐にわたる。北海道社会福祉士会は、社会福祉士資格を有する会員を中心とした職能団体であり、1992年に任意団体として発足した。平成27年12月現在の組織率は20.99%で会員数は1,809名、札幌市にある本部のほか道内7支部で活動を行っている。

成年後見制度は、介護保険制度と同時に平成12年



4月にスタートし「財産管理支援」から「自己決定・サービス利用支援の重視」へとシフトされ、家庭裁判所が所管する。2025年には、予備軍を含めて800万人といわれる認知症の方の急増に対し、成年後見制度の利用ニーズは400万人を超えることが予想され、利用支援体制の早急な整備が求められている。そこで当会では、「権利擁護センターばあとなあ北海道」を立ち上げ、援助を必要とする人の生活と権利を擁護するというミッションを具体化し、成年後見活動の体制整備に努めている。「権利擁護センターばあとなあ」は、全国47都道府県の社会福祉士会すべてに設置しており、成年後見人候補者を養成している。所定の研修を受講した研修修了者は、名簿に記載され家裁に提出することで管理されている。平成27年12月末現在の道内名簿登録者数は278名である。

今後は、成年後見制度だけでなく、弁護士会等との支援ネットワークを活かした「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置などに取り組み、地域包括ケアの一翼を担うことを目指している。



話題提供の後、各団体からは現状や問題点などについてさまざまな意見が出され、活発な意見交換が行われた。

次回の平成28年度第1回は『北海道柔道整復師会・北海道鍼灸師会・北海道鍼灸マッサージ師会』、第2回は『北海道放射線技師会・北海道細胞検査士会・北海道臨床衛生検査技師会』のグループが話題提供担当である。



懇親会風景

お知らせ

ストレスチェック制度 サポートダイヤルおよびQ&Aのご案内

◆北海道産業保健総合支援センター◆

平成27年12月から、常時使用する従業員に対してストレスチェックを実施することが事業者の義務となりました。

そこで、ストレスチェック制度でお悩みの実施者、事業者、制度担当者の皆様へご案内です。

◎労働者健康福祉機構では、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を開設しました。

これにより、産業医、保健師などストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者などからのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取り扱いなどに関する相談にお答えします。

電話番号：全国統一ナビダイヤル 0570-031050 ※相談は無料ですが、通話料がかかります。

受付時間：平日10時～17時(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く)

◎厚生労働省では、今まで受付けた質疑につきまして、厚生労働省のホームページに「ストレスチェック制度関係Q&A」を掲載しております。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>